

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<u>附 則（平成 28 年 3 月 31 日西設相シ第 10057 号）</u> <u>この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。</u>

技術的条件集別表 2 付加サービス等の利用条件

1～2 (略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(1) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
映像通信機能	1. 分類 3、 <u>分類 4</u> 、 <u>発信種別 1</u> 、 <u>及び発信種別 4</u> の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は <u>形態 4－6</u> 及び <u>形態 1 7</u> とする。
(略)	(略)

(略)

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(1) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
映像通信機能	1. 分類 3、 <u>分類 4</u> 、 <u>発信種別 1</u> 、 <u>及び発信種別 4</u> の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は <u>形態 4－6</u> 及び <u>形態 1 7</u> とする。

技術的条件集別表 2 付加サービス等の利用条件

1～2 (略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(1) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
映像通信機能	1. 分類 3 <u>及び</u> <u>発信種別 1</u> の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 とする。
(略)	(略)

(略)

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(1) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
映像通信機能	1. 分類 3 <u>及び</u> <u>発信種別 1</u> の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 とする。